

美祢市緊急通報体制等整備業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣 旨

本要領は、在宅のひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時において、迅速かつ適切な対応を図ることを目的として実施する美祢市緊急通報体制等整備事業に係る業務の受託者を選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 美祢市緊急通報体制等整備業務
- (2) 委託期間 令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで
- (3) 業務内容 別紙「美祢市緊急通報体制等整備業務委託仕様書」のとおり
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約とする。
- (5) 委託料予算上限額 13,440,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

この金額は契約額ではなく事業の規模を示すものであり、提案に当たっては、5年間の委託料総額がこの金額を超えないこと。

なお、年度別の緊急通報装置の設置見込台数を次のとおりとするので、この台数を基に算出すること。

年 度	緊急通報装置設置見込台数		
	固定型装置	携帯型装置	合計
令和6年(2024年)度	100台	10台	110台
令和7年(2025年)度	100台	10台	110台
令和8年(2026年)度	100台	10台	110台
令和9年(2027年)度	100台	10台	110台
令和10年(2028年)度	100台	10台	110台

3 スケジュール

実施事項	日 程
参加表明書提出期限	令和6年2月29日(木)
質問書提出期限	令和6年3月5日(火)
企画提案書等提出期限	令和6年3月8日(金)
プレゼンテーション実施	令和6年3月13日(水) ※変更の場合あり
選定結果通知	令和6年3月25日(月) ※変更の場合あり
契約締結	令和6年4月1日(月)

4 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) プロポーザル募集開始日から契約締結日までの期間において、美祢市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限までに美祢市の入札参加資格者名簿に契約営業所が山口県内で登録されていること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (5) 過去5年以内に、地方公共団体における本提案システムの導入実績を有していること。
なお、実績については、令和6年1月末時点の実績とする。

5 参加申込手続

- (1) 申込方法 本業務委託に係るプロポーザルへの参加を希望する場合は、参加表明書(様式第1号)を提出すること。なお、参加表明書を提出した者が本業務委託に係るプロポーザルを辞退する場合は、参加辞退届(様式第2号)を提出すること。

- (2) 提出期限 令和6年2月29日(木)午後5時15分まで(必着)

(※参加辞退届は令和6年3月8日(金)午後5時15分まで(必着))

- (3) 提出方法 郵送又は持参とする。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてデータを提出すること。なお、送信した後、受信確認の電話をすること。

E-mail : kourei@city.mine.lg.jp / 電話番号 : 0837-52-1132

ア 郵送の場合 〒759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1

美祢市市民福祉部福祉課 宛

イ 持参の場合 美祢市市民福祉部福祉課(美祢市役所本館1階7番窓口)

受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

6 質問及び回答

- (1) 質問方法 本業務について質問があるときは、質問書(様式第3号)を提出すること。
- (2) 提出期限 令和6年3月5日(火)午後5時15分まで(必着)
- (3) 提出方法 メールの件名を「緊急通報体制等整備業務委託質問書」として電子メールにより次のメールアドレスに送付すること。なお、送信した後、受信確認の電話をすること。

E-mail : kourei@city.mine.lg.jp / 電話番号 : 0837-52-1132

- (4) 質問書の回答 質問の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者に対してのみ回答するが、その他については全ての参加表明者に対し、電子メールにて通知する。

7 企画提案書及び見積書

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第4号）

- (ア) 事業者概要（必須添付資料：会社概要等のパンフレット、直近2年分の貸借対照表と損益計算書）
- (イ) 緊急通報装置に関する提案（必須添付資料：各装置のパンフレット）
- (ウ) 緊急通報及び相談受信時における受信センターの対応に関する提案（必須添付資料：1週間の職種別・時間別の職員配置状況の分かるもの）
- (エ) 緊急時における受信センターのバックアップ体制に関する提案
- (オ) 設置及び保守体制に関する提案
- (カ) 個人情報管理に関する提案
- (キ) その他独自事項に関する提案

イ 見積書（任意様式）

美祢市緊急通報体制等整備業務委託料として、固定型装置一式当たりの月額単価及び携帯型装置一式当たりの月額単価（いずれも消費税及び地方消費税を含まないものとする。）を記載すること。

(2) 提出期限 令和6年3月8日（金）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出方法 郵送又は持参とする（提出先は、参加申込手続きと同じ。）。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてデータを提出すること。なお、送信した後、受信確認の電話をすること。

E-mail : kourei@city.mine.lg.jp / 電話番号 : 0837-52-1132

(4) 提出部数 企画提案書8部（正本1部、副本7部）、見積書1部

(5) 書類の作成及び提出に当たっての留意事項

- ア 企画提案書には、参加表明者が責任を持って履行できる内容を記載すること。
- イ 企画提案書は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮すること。
- ウ 企画提案書には指定された資料のほか、各項目の回答を補足する資料を追加添付してもよいが、必要最低限の資料のみ添付し、過剰な資料数とならないように配慮すること。なお、重要な事項については、必ず企画提案書に記載すること。
- エ 企画提案書の回答欄は適宜幅の調整をしてもよいが、総頁数が10頁を超えないようにすること（「(ア) 事業者概要」を初頁としてカウントする。）。
- オ 企画提案書に添付する資料は、原則A4版印刷物とし、様式は自由とする。ただし、資料の構成上A3版印刷物とした方が確認しやすい頁はA3版印刷物も可とする。
- カ 提出のあった企画提案書の内容について、必要に応じ、後日、市から疑義照会等を行うことがある。
- キ 提出後の変更、追加は、原則認められない。
- ク 提出書類は、一切返却しない。
- ケ 提出書類は、美祢市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。したがって、企業秘密に該当するなど公開により不利益を被るおそれのある情報については、企画

提案書等への記載に留意すること。

8 選定方法

庁内に設置される選定委員会において、参加表明者によるプレゼンテーション及び提出書類の内容に基づく審査の上、参加表明者のうち1者を委託候補者に決定する。

9 プレゼンテーションの実施日等

- (1) 日 時 令和6年3月13日(水) ※変更の場合あり
- (2) 場 所 美祢市役所内(本市が指定する場所)
- (3) 出席者 3人以内
- (4) 実施時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度
- (5) その他 ディスプレイ、HDMIケーブル、マイク以外に必要な機器類は、各参加表明者が準備すること。なお、プロジェクター、スクリーンを各参加表明者が持参することも可とする。

10 選定結果の通知

- (1) 選定結果は、全ての参加表明者に書面にて通知する。
- (2) 審査の経緯及びその内容に関する問合せには応じない。
- (3) 委託候補者選定後の辞退は、商号又は名称、辞退の理由を公表する。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 提出期日までに資料が提出されない場合
 - イ 虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 提案プレゼンテーションに遅刻又は欠席した場合。ただし、やむを得ないと認められる場合を除く。
 - エ その他選定委員会が不相当と認める場合

11 契 約

- (1) 選定委員会が選定した委託候補者と市との間で詳細な契約内容の協議を経て、随意契約により本業務の委託契約を締結する。
- (2) 契約手続及び契約書は、美祢市財務規則の定めるところによる。

12 その他

提案に要する一切の費用は、全て参加表明者の負担とする。

13 問合せ先

〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326 番地 1

美祢市 市民福祉部 福祉課

電話番号：0837-52-1132 / F A X：0837-52-1490

E-mail：kourei@city.mine.lg.jp